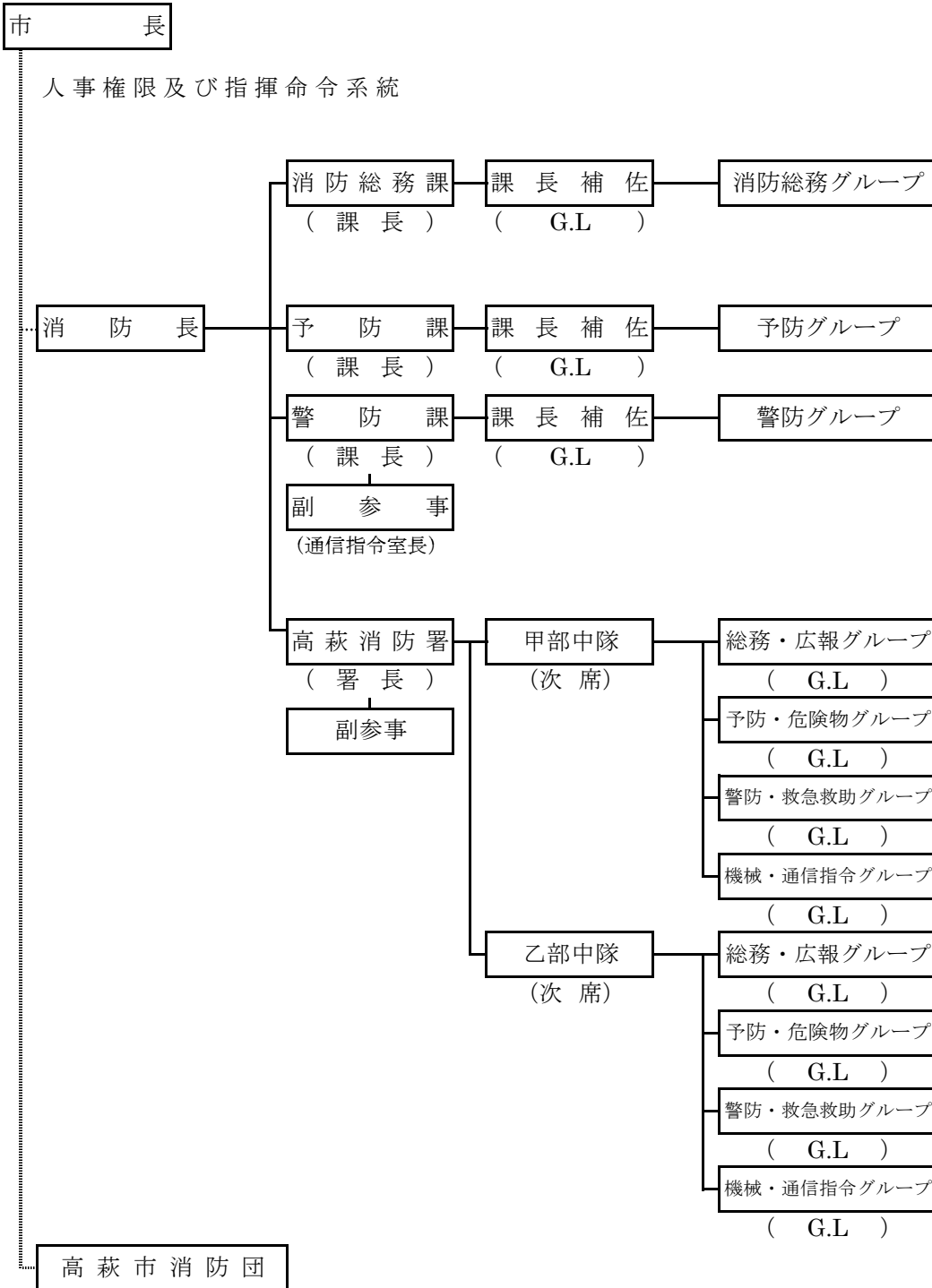


消 防 総 務

# 高萩市消防本部組織機構図

(平成 26年 3月 31日現在)



災害時における指揮命令系統 (消防組織法第18条第3項)

消防本部・署の分掌事務

消 防 本 部	消 防 総 務 課	消 防 総 務 グ ル ー プ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公印の保管に関する事</li> <li>(2) 公文書の收受、発送、整理及び保存に関する事</li> <li>(3) 条例、規則、規程、告示等に関する事</li> <li>(4) 議案及び議会に関する事</li> <li>(5) 消防団に関する事</li> <li>(6) 予算編成及び予算執行に関する事</li> <li>(7) 物品の調達及び検収に関する事</li> <li>(8) 所管に属する建物及び附属施設の保守管理に関する事</li> <li>(9) 組織に関する事</li> <li>(10) 職員の任免、賞罰、服務その他身分に関する事</li> <li>(11) 職員の研修に関する事</li> <li>(12) 職員の福利厚生に関する事</li> <li>(13) 職員の公務災害に関する事</li> <li>(14) 職員の安全衛生委員会及び職員委員会に関する事</li> <li>(15) 職員の表彰に関する事</li> <li>(16) 職員の給与及び旅費に関する事</li> <li>(17) 被服等の貸与に関する事</li> <li>(18) その他職員に関する事</li> <li>(19) その他他の課に属さない事務</li> </ul>	消 防 署	総 務 ・ 広 報 グ ル ー プ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 文書の收受、発送、整理及び保存に関する事</li> <li>(2) 署員の教養訓練及び服務規律に関する事</li> <li>(3) 署員の福利厚生及び衛生管理に関する事</li> <li>(4) 庁舎及び附属施設の保守管理並びに備品の管理に関する事</li> <li>(5) その他他の担当に属さない事</li> <li>(6) 防火思想の普及広報に関する事</li> <li>(7) 防火相談に関する事</li> <li>(8) 消防統計に関する事</li> <li>(9) 消防年報の発行に関する事</li> <li>(10) 火災予防運動に関する事</li> <li>(11) その他総務に関する事</li> <li>(12) その他広報に関する事</li> </ul>
		予 防 グ ル ー プ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防火思想の普及広報に関する事</li> <li>(2) 火災予防査察に関する事</li> <li>(3) 火災の原因調査及び損害調査に関する事</li> <li>(4) 防火管理者の資格を与える講習及び指導に関する事</li> <li>(5) 火災のり災証明に関する事</li> <li>(6) 火災予防条例に関する事</li> <li>(7) 建築確認の同意に関する事</li> <li>(8) 防火対象物の使用届及び消防用設備検査の指導に関する事</li> <li>(9) その他予防全般に関する事</li> <li>(10) 危険物施設等の許認可及び検査指導に関する事</li> <li>(11) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に係る意見書に関する事</li> <li>(12) 指定可燃物に関する事</li> <li>(13) その他危険物全般に関する事</li> </ul>		予 防 ・ 危 険 物 グ ル ー プ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 火災予防及び査察に関する事</li> <li>(2) 火災の原因調査に関する事</li> <li>(3) 消防用設備等の検査及び維持管理の指導に関する事</li> <li>(4) 火災予防組合の指導に関する事</li> <li>(5) 火災予防条例に関する事</li> <li>(6) その他予防に関する事</li> <li>(7) 少量危険物の貯蔵取扱に関する事</li> <li>(8) 指定可燃物に関する事</li> <li>(9) その他、危険物に関する事</li> </ul>
		警 防 グ ル ー プ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水火災その他の災害の警戒及び防御に関する事</li> <li>(2) 警戒計画に関する事</li> <li>(3) 消防力の整備指針に関する事</li> <li>(4) 緊急消防援助隊に関する事</li> <li>(5) 救助技術の研究及び訓練の指導に関する事</li> <li>(6) 諸訓練の安全管理に関する事</li> <li>(7) 自衛消防隊の育成指導に関する事</li> <li>(8) 警戒に関する統計及び消防年報作成に関する事</li> <li>(9) その他警戒全般に関する事</li> <li>(10) 消防施設整備に関する事</li> <li>(11) 消防水利施設の調査、同意及び管理に関する事</li> <li>(12) 消防機械器具の維持管理に関する事</li> <li>(13) 消防機械の燃料及び機械部品の出納管理に関する事</li> <li>(14) 機械器具の操作及び指導に関する事</li> <li>(15) 車両の安全運行管理に関する事</li> <li>(16) 各種災害の通報の受信及び出動指令に関する事</li> <li>(17) 通信指令施設の運用及び維持管理に関する事</li> <li>(18) 無線通信事務に関する事</li> <li>(19) 災害の情報収集に関する事</li> <li>(20) 火災警報及び気象情報に関する事</li> <li>(21) 救急救助業務の管理及び計画に関する事</li> <li>(22) 救急救助備品及び消耗品の出納管理に関する事</li> <li>(23) 救急救助技術の指導、訓練及び教育に関する事</li> <li>(24) 応急手当普及啓発に関する事</li> <li>(25) 救急救助の搬送証明に関する事</li> <li>(26) 救急救助医療機関との連絡調整に関する事</li> <li>(27) 救急救助統計及び報告に関する事</li> <li>(28) メディカルコントロール体制に関する事</li> <li>(29) その他救急救助全般に関する事</li> </ul>		警 防 ・ 救 急 救 助 グ ル ー プ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防水利の維持管理に関する事</li> <li>(2) 消防資機材の整備保管に関する事</li> <li>(3) 諸警備及び警戒に関する事</li> <li>(4) 自衛消防隊の指導育成に関する事</li> <li>(5) その他警戒に関する事</li> <li>(6) 救急業務に関する事</li> <li>(7) 救助業務に関する事</li> <li>(8) 救急隊の訓練に関する事</li> <li>(9) 救助隊の訓練に関する事</li> <li>(10) 応急手当普及啓発に関する事</li> <li>(11) その他、救急及び救助に関する事</li> </ul>
					機 械 ・ 通 信 指 令 グ ル ー プ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防機械の燃料の出納管理に関する事</li> <li>(2) 機械器具の部品の出納管理に関する事</li> <li>(3) 機械器具の維持管理に関する事</li> <li>(4) 機械器具の操作技術の指導に関する事</li> <li>(5) 救急救助資機材の維持管理に関する事</li> <li>(6) 車両の安全運転管理に関する事</li> <li>(7) その他機械器具に関する事</li> <li>(8) 気象の測定及び気象情報に関する事</li> <li>(9) 庁舎内外の通信機器の整備保全に関する事</li> <li>(10) 気象及び通信統計に関する事</li> <li>(11) その他、通信指令に関する事</li> </ul>

### 1 面積・人口・世帯数

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

面 積	人 口	世 帯 数
193.65 km <sup>2</sup>	30,145 人	11,676 世帯

### 2 市予算と消防予算 (平成 25 年度当初)

(単位：千円)

市 予 算	消 防 費	比 率
12,120,000	1,001,816	8.3 %

### 3 人口及び 1 世帯当りの消防費 (平成 25 年度当初)

消 防 費 (千円)	一世帯当り (円)	一人当り (円)
1,078,030	92,328	35,761

### 4 消防職員及び消防団員 1 人当りの人口・世帯

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

消防職員 (61 人)		消防団員 (322 人)	
人 口	世 帯 数	人 口	世 帯 数
494.2 人	191 世帯	93.6 人	36.3 世帯

## 5 消防庁舎の現況

署所別	住 所	建 物	構 造	面 積
消防本部 高萩消防署	高萩市東本町 3-11	庁 舎	鉄筋コンクリート造 2階建	1,261.23 m <sup>2</sup>
		訓 練 塔	鉄骨造2棟 高さ17m及び7m	144.00 m <sup>2</sup>
		高圧ガス充填所	鉄筋コンクリート造	10.25 m <sup>2</sup>
		車 庫	鉄筋スレート造	66.80 m <sup>2</sup>

## 6 消防現勢

(平成26年3月31日現在)

職員数	本部・署	消防ポンプ機械等の種別	排気量別	台 数
61人	1本部 1署	水 槽 付 ポ ン プ 自 動 車	7,960cc	2
		水 槽 付 ポ ン プ 自 動 車	7,540cc	1
		屈折はしご付消防自動車	7,410cc	1
		救 助 工 作 車	8,200cc	1
		高 規 格 救 急 車	2,693cc	1
		高 規 格 救 急 車	3,490cc	1
		高 規 格 救 急 車	3,370cc	1
		指 令 車	2,970cc	1
		予 防 査 察 車	2,660cc	1
		広 報 車	1,760cc	1
		連 絡 車 1 号	1,290cc	1
		連 絡 車 2 号	990cc	1
		消 防 連 絡 車	1,990cc	1
		マ イ ク ロ バ ス	4,160cc	1

## 7 消防職員関係

(1) 職員の配置状況

(平成26年 3月31日現在)

階 級 本部・課・署		消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他	計	
		消防長	1							1
消防 総務課	課長	1							1	
	消防 総務 G	課長補佐 G.L		1					1	
		課長補佐		1					1	
		係長			3				3	
		主任								
		主幹								
研修等										
予 防 課	課長	1							1	
	予 防 G	課長補佐 G.L		1					1	
		課長補佐		1					1	
		係長			1				1	
		主任			1				1	
警 防 課	課長		1						1	
	副参事	1							1	
	警 防 G	課長補佐 G.L		1					1	
									1	
小計		4	6	5					15	
高 萩 消 防 署	署長	1							1	
	副参事	1							1	
	甲 部 中 隊	次席 兼中隊長		1						1
		主査 G.L		1						1
		係長 (G.L)			5(3)					5
		主任			5					5
		係員			1	5	1	3		10
	乙 部 中 隊	次席 兼中隊長		1						1
		主査 G.L		2						2
		係長 (G.L)			5(2)					5
		主任			3					3
係員				3	5	1	2		11	
小計		2	5	22	10	2	5		46	
合計		6	11	26	10	2	5	1	61	

※G…グループ、G.L…グループリーダー

## (2) 職員の定数及び実数

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

階級区分	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	小計	その他の職員	合計
定数	階級別なし								63
実数	6	11	27	10	2	5	61		61

## (3) 消防吏員の階級及び年齢調

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

年齢階級	20歳以下	21~25	26~30	31~35	36~40	41~45	46~50	51~55	56~60	計
消防司令長								1	5	6
消防司令							1	5	5	11
消防司令補				3	12	11	1			27
消防士長			5	5						10
消防副士長			1	1						2
消防士	2	3								5
計	2	3	6	9	12	11	2	6	10	61
構成比(%)	3.3	4.9	9.8	14.8	19.7	18.0	3.3	9.8	16.4	100

## (4) 消防吏員の勤続年数調

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

計	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
60	5	10	5	11	10	4	16

## (5) 職員技能資格取得調

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

階 級 資 格		消 防	消 防	消 防	消 防	消 防	消 防 士	計
		司令長	司 令	司令補	士 長	副士長	消防士	
運 転 免 許	普通	6	11	27	9	2	5	60
	大型	4	11	22	9	1		47
そ の 他 資 格	特殊無線技師	2	2	27	9	2	5	47
	小型船舶操縦士		2	12	1			15
	危険物取扱者乙種第 1 類			1	1	1	1	4
	危険物取扱者乙種第 2 類			1	1	1		3
	危険物取扱者乙種第 3 類			3	1	1		5
	危険物取扱者乙種第 4 類	1	5	9	10	2	3	30
	危険物取扱者乙種第 5 類			1	1	1		3
	危険物取扱者乙種第 6 類			1	1	1		3
	衛生管理者			1				1
	潜水士		1	11	5	1		18
	アマチュア無線士	2	1	1				4
	二級ボイラー技士				1			1
	小型クレーン	1	1	18	8	1		29
	玉掛け		3	21	8			32
	救急救命士	1	3	8	1			13
	BLS インストラクター	1	1	4				6
	JPTEC インストラクター			6	1			7
	ACLS インストラクター							
	特定科学物質等		3	8	1			12
	予防技術資格者		2	2				4
アーク溶接士	1	1					2	
16mm 映写技士	2	1	2				5	
自動車整備士 3 級		1					1	



(6) 職員教育実施状況調 (平成 25 年度)

階 級 科 目	消 防	消 防	消 防	消 防	消 防	消防士	計
	司令長	司 令	司令補	士 長	副士長		
消防大学校	1						1
救急救命士研修			1				1
初任教育 初任科						3	3
幹部教育 初級幹部科							
幹部教育 中級幹部科							
幹部教育 上級幹部科							
専科教育 特殊災害科			2				2
専科教育 火災調査科			2				2
専科教育 予防査察科							
専科教育 危険物科							
専科教育 救助科			1				1
専科教育 警防科			2				2
専科教育 救急科							
特定化学物質作業技能取得							
特別教育 潜水講習会							
特別教育 操法指導者研修会			1	1			2
消防緊急車運転技能者研修				1			1
玉掛技能講習				1			1
小型クレーン運転技能講習					1		1
合 計	1		9	3	1	3	17

## 8 消防相互応援協定 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

管内において拡大災害や、境界地域等に発生した災害、及び大規模かつ広域的に発生した災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 2 項の規定に基づき、各関係機関と消防相互協定を締結している。

### 応援協定締結団体

協定名 区分	茨城県広域 消防相互 応援協定	高萩市・ 日立市 消防相互 応援協定	高萩市・ 北茨城市 消防相互 応援協定	高萩市・ 常陸太田市 応援協定	茨城県高速 自動車道等 における消 防相互応援 協定
協定の 対象 区域	茨城県全域	普通…境界 隣接する 区域 特別…管轄 区域全域	同 左	同 左	常磐自動車道
災害の 種 別	水火災又は 地震等の災 害で必要と するもの	火 災 救 急	同 左	同 左	火 災 救 急
応援の 種 別	相互応援	同 左	同 左	同 左	相互応援
要請の 方 法	茨城県に 報告のち 電話 その他	電話 その他	同 左	同 左	出場消防隊 (電話)
応援隊 の指揮 ・命令	発生市町村 等の長	受援側の現 場 最高指揮者	同 左	同 左	受援側の現 場 最高指揮者
経費の 負 担 区 分	経常的経費 及び事故等 に関する経 費は応援側 その他は受 援側負担	同 左	同 左	同 左	経常的経費 及び事故等 に関する経 費は応援側 その他は受 援側負担
協定の 締結日	平成元年 4 月 1 日締結	平成 20 年 4 月 1 日締結	平成 20 年 4 月 1 日締結	平成 20 年 4 月 1 日締結	平成 19 年 12 月 27 日 締結
協定の 方 法	文 書	同 左	同 左	同 左	同 左